

070224 流域住民の意見を聞く会意見書

淀川水系流域委員会の6年を振り返って

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員会の始まり（～H13. 2）

平成12年の秋、私の所属する「猪名川の自然と文化を守る会」会長に「委員になってほしい」と依頼がありました。しかし会長は高齢のため、会員から代表を出すことになりました。河川管理者と庶務の方が依頼にいらした時、事務局長だった母は「自分も何度か諮問委員会の委員をしたことがある。うやむやに原案賛成をさせられるだけだ。そんな委員会は意味がないので、委員は出さない」と言いました。しかし、依頼に来た河川管理者は熱心に「決してそんな委員会にはしないので、お願いしたい」と言い、母も熱意に負け、平日時間の余裕のある私でよければということになりました。その後、選考委員の了解を得て、正式に委員となることができました。



委員会風景

初めての「淀川水系流域委員会」は、煌びやかなホテルの大広間、50人以上のそうそうたる委員、いっぱいの傍聴席、驚くことばかりでした。全員が抱負を語り、印象に残ったのは、環境の先生方が「環境に配慮した新しい川づくり」への期待を熱く語り、地域の特性に詳しい委員には「本気で河川管理者が変わるのか？」と半信半疑が見え隠れしていたことでした。

中間とりまとめまで（～H14. 5）

淀川水系流域委員会の目的は最終的には「今後しめされる河川整備計画原案に意見を述べること」。しかし最初の一年は、ひたすら淀川水系の現状を河川管理者が説明し、委員は自分の思いを勝手に語り、何だかばらばらという感じでした。それは「情報を共有し、同じ出発点から議論を進めるため」との河川管理者の考えだったことを、あとになって理解しました。

ようやく委員どうしや河川管理者と議論らしきものが成立するようになったころ「中間とりまとめ」を作成することになりました。当時は、流域全体を審議する委員会委員と淀川、琵琶湖、猪名川部会委員は別で、上部の委員会で決まったことが部会に降ろされてくるので、部会委員は指示通りやらされている不満が潜在的にありました。「中間とりまとめ」では「ダムなどの個々の問題には触れず川づくりの普遍的な問題のみに言及することに止める」との方針に納得しない委員もいました。

「中間取りまとめ」はそれぞれ各地域別部会でまとめることになり、まとめ方も各部会で話し合ったので、内容にかなりの違いがありました。

「中間取りまとめ」の内容にみる淀川水系流域委員会の目的：

「淀川水系流域委員会」は、国土交通省近畿地方整備局が、平成9年に河川法が改正されたのを受けて、今後の淀川水系の河川整備に当り、地域の住民や学識経験者から幅広く意見を聞き、その意見をもとに「河川整備計画」を作成することを目的として、平成13年2月1日に設置した。

「中間取りまとめ」は環境・治水・利水・利用について、淀川水系の現状を踏まえ新たな川づくりの

理念を提言しました。

環境： 横断方向・縦断方向の連続性の確保と自然のリズムのあった水量・水位・水温・土砂移動の回復を基本方向として、今後の整備を考えていくべきである。

湖と陸との移行帯である湖辺の適切な形状を保全・回復し、その連続性を確保すること（琵琶湖部会）

治水： 今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える。

破堤回避対策の実施が必要である。（堤防の補強）

破堤回避の対策も万全でないことを十分認識し、万が一に備えて危機管理を行う必要がある。

（水害にしたたかな街づくり）

ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分な配慮をしなければならない。

（淀川部会）

利水： 我々が利用できる水は有限であることを認識し、水の需要そのものを管理する水需要管理へ

利用： 川らしさを生かした利用、すなわち川でしか与えてくれないもの、川でしかできないことを優先する方向で高水敷の利用を行う。

以上のように「中間取りまとめ」には、その後の「提言」「意見書」「事業中のダムについての意見書」の骨格となるものがすでに盛り込まれています。あまりにも画期的なため反発が予想され、河川管理者は「中間取りまとめ」を住民に周知するためのシンポジウムを開催しました。事実、特に「ダムは、原則として採用しない」「あふれることを前提として、流域の危機管理を」といった治水の考え方の転換は、住民や地域の首長から「治水安全度を下げるのか」との批判が多くありました。しかし、その後淀川の予言が的中したかのように、記録的な豪雨による破堤が相次ぎ、堤防の補強や流域対応の必要性は、河川局自らも認め、住民にも受け入れられるようになりました。

「提言」まで（～H15.1）

「中間とりまとめ」を平成14年5月に発表したあとは、委員の2年の任期が切れるまでに、「提言」を仕上げねばならず、流域委員会の開催頻度は急速に増え始めました。各部会でそれぞれ、琵琶湖、淀川、猪名川の現地視察や重要な問題を抱えている地域で住民の意見を聞く「意見交換会」も、委員会、各部会の日程の合間をぬって行われ、委員、河川管理者、庶務のみんなが、あわただしく動き始めました。

それでも議論が追いつかないので「水需要管理ワーキンググループ」「水位管理ワーキンググループ」「ダムワーキンググループ」などが立ち上げられ、集中的に議論することになりました。これらは非公開だったので、河川管理者も本音をぶつけてきて、非常に緊迫感のある真摯な議論ができました。

「提言」は、それぞれの専門分野については指名された学識者の委員が、ワーキングができていたテーマはワーキンググループがたたき台を作り委員会で意見交換する、地域固有の問題は各地域別部会で作成という方法でした。提言のなかで、最も議論が紛糾したのは、やはりダムでした。中間取りまとめの「ダムは、原則として採用しない」との文言が一人歩きして、淀川水系流域委員会のイメージを決めてしまっ



淀川部会現地視察（大戸川）

た嫌いがあったので、それよりトーンダウンした「ダムは極力抑制する」という文言が、ダムワーキングの原案とされました。14 年 12 月の委員会で承認して発表する予定が、反発する委員が相次いだので、発表は 1 月に延期されることになり、委員の多数決により「原則として建設しない」との文言に変更されました。そのため、「提言」を受けて河川管理者が「河川整備計画第一稿」を発表するはずが、「第一稿」のあとから「提言」という逆転現象が起きてしまいました。

「提言」をして、河川管理者の「河川整備計画第一稿」について何も審議しないことになってしまったので、河川管理者は委員全員の任期を 2 年延長することを決定しました。すでにこの時点で、欠席が多くやる気が感じられない委員もいたので、全員の任期を延長したことには疑問もありますが、速やかに審議を続けるためには、よい判断だったと思います。

「河川整備計画第一稿」についての審議と「意見書」まで（～H15. 12）

河川管理者は、「河川整備計画第一稿」（14 年 1 2 月）に続いて、具体的な個々の事業の内容を示す「整備内容シート」さらに「第二稿」（15 年 6 月）とその「整備内容シート」、続いて「基礎原案」（15 年 9 月）とその「整備内容シート」と、次々に発表し、今度は流域委員会が河川管理者に追いまくられることになりました。各地域個別の問題については琵琶湖、淀川、猪名川の各地域別部会で、ほかに「環境・利用」「治水」「利水」「住民参加」の 4 テーマ別部会でテーマごとに集中して議論したうえで、並行して委員会で全体の議論とすることになり、委員は、自分の関心のある部会に自由に参加



琵琶湖現地視察（姉川）

できる代わり、週に何回も何らかの会議があるというハードスケジュールをこなすことになりました。さらに、その合間に再び各事業中のダムを中心に現地視察がくり返され、委員、河川管理者、庶務全員が疲労を隠せない表情で会議で顔を合わせる状態でした。ちなみに私は胃炎を患いました。議論に参加したい思いはあっても、仕事をそんなに休めない委員も多く「委員会に出るだけでは、議論についていけない」との嘆きも聞かれました。

「意見書」の作成に向けては、各部長か、指名を受けた委員がたたき台を作り、メールなどで修正意見を募り、修正してまた意見を募る方法が取られましたが、それでも間に合わず、「意見書」作成のための作業部会が立ち上げられました。作業部会は、庶務の事務所の会議室を占拠し、パソコンや資料を借り上げ、「意見書」と「整備内容シート」に対する各委員の意見を集約し、議論の中で大筋で合意を得た内容にまとめる膨大な作業をこなしたのです。朝から深夜まで詰めても作業が終わらず、庶務にホテルを取ってもらって泊り込むこともたびたびありました。もちろんその間、作業部会の仕事を効率的に進めるため、庶務も残業続きで対応したことは、言うまでもありません。

いよいよ各事業中のダムの検討から「事業中のダムについての意見書」まで（～H17. 1）

河川管理者が、「意見書」を受けて動き出すまで、委員会は、つかの間の戦士の休息期間を得ました。しかしその間も住民参加部会が提言した「住民対話討論会（円卓会議）」が平成 15 年秋から動いていたので、委員も傍聴する必要がありました。さらに、「意見書」の議論への参加回数で、委員間に「流域委員会意見書」に対する理解に格差ができていないのではないかと危惧する声が聞かれ、委員有志が呼びか



けて「新たな川づくり研究会」を立ち上げ、自主的な勉強の場とすることになりました。

いよいよ事業中の個別のダムについての議論を進めるため、ダムワーキンググループがスタートしました。基本的に希望する委員全員が参加でき、3 ダム(丹生・大戸・天ヶ瀬再開発)、川上、余野川の3つのサブダムワーキンググループに分かれるが、他のグループに傍聴参加は自由とのことで、これも委員のやる気次第でした。やはり仕事でそんなに参加できない委員は、「一度休んだら、もう議論が進んでいて、まったくわからなくなる」と悔しがっていました。ダムについてはダムワーキングで、その他の事業の進捗状況についての評価は各地域別部会で、すべての集約は委員会で、と三重の議論が常時続く日々でした。特にダムワーキンググループは、ワーキングリーダーの「とにかく現場を見る」との方針により、審議の途中で現地を見ることが必要と判断されると、その日の会議が終わったあとの反省会で「やっぱり現地に行こう」という話がまとまり、庶務の携帯が鳴り、河川管理者に案内の要請が入り、次の日には現地視察の参加希望者を募るメールが入り、数日後には決行。ということがしばしばあり、庶務から「恐怖の突然現地視察」と呼ばれました。河川管理者は、最初は用意していた資料を次々に出すだけでしたが、次第に議論の中から「違うシミュレーションでデータを出すように」「判断材料が足りない。もっと調査資料を出せ」と要求され、委員会の要請に答えるために夜を日に継いで資料作成に追われるようになっていきました。平成17年1月の意見書提出まで議論することは膨大でしたから、「意見書」作成に取りかかる期限も迫り、「河川管理者の説明がくどい」と委員から叱責が飛び、委員が質問をくり返すと「資料を読んで来い」と怒号が飛び、緊迫感は大変なものでした。さらに「ダムについての意見書」作成のための作業部会が始まり、作業部会が作成したたたき台を意見交換会で検討。この期に及んで、状況を読めずに発言をしようとする委員は、発言を始めたとたん「却下」と一喝され、「こういうことを入れてほしい」と発言すると「文章で書いて来い」と宿題を出されました。委員は、緊張感いっぱい慎重に発言せねばならず、高見の見物を決め込んだ河川管理者は、疲れを忘れて爆笑していました。

円山川水害現場視察

「新たな川づくり研究会」風景



「事業中のダムについての意見書」の内容

- ① ダムの主たる目的とその効果について精査する。
- ② ダムの主たる目的に関わるダム以外の方法とその効果について検討する。
- ③ 河川整備計画が目指すべき具体的な目標の実現性などの総合的視点から各ダム建設事業への意見を述べる。

との検討手順を示した上、各ダムの効果についての問題点を厳しく指摘し、ダム本体工事の中断を継続したまま、さらに環境への影響調査など、まだ不十分な調査・検討をより詳細に行い「ダム建設の方針について可及的速やかに結論を出す」ことを求めています。

その他、「平成16年度事業の進捗点検についての意見書」「琵琶湖水位操作に関する意見書」「基礎案の課題についての意見書」も提出し、17年1月、第一期委員の任期は終了しました。

第二期流域委員会

17年2月、第二期流域委員会が始まりました。ここからは、私は外からしか委員会のことを知ることはできません。任期を終えても流域委員会の傍聴を続けたのは、いくつか理由があります。一つは、自分が

住む地域の破堤の危険を知り「越水に耐える堤防補強を実現したい」というテーマに出会ったこと。もう一つは、第二期委員の顔ぶれ、委員長選考に河川管理者の意向が関与した疑いがあり、「地域の特性に詳しい委員」が大幅に減ったことで住民の関心が薄れ、傍聴者が来なくなることを心配したことでした。

心配したことは、17年7月河川管理者が、流域委員会の席上ではなく、「淀川水系5ダムについての方針」をいきなり記者会見で発表したことで、現実になりました。流域委員会は、8月に『「淀川水系5ダムについての方針」に対する見解』を提出。さらに12月に『「淀川水系5ダムについての方針」に対する意見』を提出しました。第二期新規の委員は、4年間の蓄積を引き継ぐために、勉強会や現地視察に多くの時間を割かねばならず、その負担を負えない委員は、わずか一年、ほとんど出席しないままに辞任となっていました。

平成18年2月、委員長・各地域別部会長が選挙により公正に選ばれ、ようやく流域委員会は委員自治の面目躍如を果たしました。しかし、予算の緊縮が厳しく求められ、公開での開催頻度を大幅に削られるようになり、公開の委員会が3ヵ月も開けないこともありました。そんななかでも、流域委員会は「平成17年度事業の進捗点検についての意見」（18年8月）の提出、「住民参加のさらなる進化に向けて」（住民参加部会意見書）「水需要管理の実現に向けて」（利水部会意見書）の準備を進め、「水位操作ワーキンググループ」「住民意見聴取ワーキンググループ」を立ち上げ、18年11月河川管理者から提示されたダム等管理フォローアップ定期報告書を受け、これに対する意見書も動き始めました。

「ダムのフォローアップもしなければならない。とても19年1月の任期中にこなせそうにない。どうするんだ」と委員会に問い詰められた河川管理者は「次の委員会の選考についてはまだ決まっていない」と言っていました。これまた突然10月の末になって「河川整備計画を当分示すめどが立たない」ことを理由に「委員会を休止する」との記者発表を行いました。その決定を下した近畿地方整備局長は、一度も公開の委員会に姿を見せないまま、19年1月「淀川水系流域委員会」は休止に入りました。

1. 淀川水系流域委員会は目的を達したか？

前述のように、淀川水系流域委員会は改正河川法の変更点、河川整備の目的に従来の「治水」「利水」に「河川環境の整備と保全」「住民の意見を反映した整備計画づくり」が目的に加わったことを受け、新たな河川整備計画を、その原案を示す前から議論を始め、河川管理者と委員がキャッチボールをしながら計画を策定することを目標にしています。しかしまだ河川整備計画は「基礎案」で止まり、「原案」でさえ示されていません。6年間（4年間、2年間）、整備計画を待ち続けてきた委員の無念は計り知れません。

2. 淀川水系流域委員会は河川管理者の依頼に十分答えたか？

近畿地方整備局は淀川水系流域委員会に対し、同整備局が策定する「河川整備計画」についての意見と、住民意見の反映方法について意見を述べるよう要請しました。それゆえ流域委員会は、至極まじめに「環境を重視した新たな治水」「環境を重視した新たな利水」「河川環境の回復」「住民意見を反映した河川整備計画づくり」を提言してきました。河川管理者は「一旦休止して流域委員会の評価を行いたい」としていますが、流域委員会は整備局の要請に答えることができたかが評価されるべきです。河川管理者の「予算がかかりすぎる」「時間がかかりすぎる」「地域の首長が、批判している」などの休止理由は言いがかりに過ぎないと思います。

3. 時間はかかりすぎたか？

確かに、6年間河川整備が何も進展していないのなら、批判されても仕方がないかもしれません。しかし、河川整備計画第一稿（14年12月）が発表されて以来、河川管理者は「できることから、やっていこう」と精力的に事業に取り組んでいます。琵琶湖の固有種の生息環境の回復への取り組みや、淀川のワンドの再生、魚道の設置、高水敷の切り下げなどによるヨシ原の再生、外来種対策など、緊急を要する環境保全の取り組みは、目覚しく進んでいます。また、木津川や猪名川で始まった堤防強化は、度重なる水害に危機感をつのらせている流域住民に大きな安心を与えています。「河川レンジャー」や流域住民と連携しての防災の取り組みなど、住民との協働も熱心に進められています。住民にとってもありがたく、河川管理者にも「住民が喜ぶことをやっている」という誇りが持てる仕事になっています。こう着状態なのはダムだけで、ダムは軽率に進めるべきではないのだから、これでいいのではないかと思います。

4. 費用はかかりすぎたか？

河川管理者は「淀川水系流域委員会には20億もの予算が費やされている」として、「費用がかかりすぎる」と見直しの必要を主張しています。しかし、ダムや河川改修などの大型公共事業は、数百億、数千億の予算が使われ、しかも住民の反対などにより事業が進まず、2倍、3倍に費用が膨らむことが常です。計画段階から住民と十分話し合い、合意形成を目指しつつ事業を進めることができるならば、救われる予算は計り知れません。淀川水系流域委員会は、未だどこにもない「河川整備計画」策定の手順を一から作り上げているのだから、コストが割高になっても、いい河川整備計画を作るために必要です。委員も河川管理者も庶務も、報酬以上の働きをしているのだから、安い買い物と言うべきです。しかも20億という数字は、何でも流域委員会にかかった費用としてつけている疑いもあります。3年半経過したときには6億と言っていたのに、残り2年半で14億も増えるのはおかしいです。

5. 住民の意見を反映したか？

意見書を提出した人や傍聴発言をした人の中には、「意見を聞きおくれだった」と不満を持っている人は少なくないでしょう。しかし住民参加とは、大声で言う人の意見を聞くことではありません。流域委員会、特にその中の「地域の特性に詳しい委員」は河川管理者や他の委員と情報を共有して、自分の地域のことだけでなく、積極的に学んで流域全体の現状を理解し、俯瞰的な視野を持つ必要があります。一方で、自分の主義を一旦白紙に戻し、住民みんなのために良かれと縁の下の力持ちに徹する覚悟がいります。流域委員会は、今主張する人たちの意見だけでなく、未来に生まれる子どもたちのために、物言わぬ多数派のために、住民みんな（未来も含めて）に一番望ましい答えを模索する責任も担っているのです。自分のことしか考えていないなら、その意見を取り入れることは正しくありません。

6. 淀川水系流域委員会を公正に評価してください



外来種対策が進む猪名川



堤防の補強工事(H17年度)



猪名川クリーン作戦(H19.2.11)

淀川水系流域委員会は、関係者全員が、今までの河川整備を変えるべく「新たな川づくり」の夢を共有する場所でした。だからこそ、みんな仕事以上の情熱をかたむけて、多かれ少なかれ犠牲を払うこともいとわず、がんばってきたのです。つたない文章ですが、それを伝えたかった。

住民のために一番いい治水とは何なのか、利水はどうすればいいのか。河川環境を再生し、住民が川に親しめるために何をすればいいのか。流域委員は6年間それを真剣に議論し、河川管理者は提言を受けて、できることから取り組んでくれました。それが、河川の希少種を守り、外来種を駆逐する取り組みであり、堤防の強度の調査と緊急性の高いところからの補強の実施であり、河川レンジャーなどの住民との協働の取り組みなのです。多くの住民は、それらが「淀川水系流域委員会」の提言のおかげとは知りません。ところが、いっしょにがんばってきた河川管理者が「もう（河川管理者に）必要なこと以外、発言してくれるな」と、一方的に淀川水系流域委員会を休止してしまったのです。4年間、必死で勉強した元流域委員として、河川管理者が実施してくれる事業に大きな期待を抱いていた流域住民として、二重に悲しい。

今日参加してくださっている皆さん。淀川水系流域委員会はまちがっていますか？住民のためになっていませんでしたか？川づくりを変える情熱を持たない、川を見ることもせず官僚のトップに座っている人たちのために、最も迷惑をこうむるのは住民なのです。腹が立ちませんか？

流域委員会は「ダムの効果は限定的で、それだけで水害をなくすことはできない。それよりも本当は、堤防のなかには計画高水位まで水位が上がらなくても破堤する危険がある場所があるので、危険なところから急いで補強することが必要だ」と言っているのです。堤防の補強を急いでほしいと思いませんか？

流域委員会は「右肩上がりに人口が増えるの見込んで増やし続けてきた水資源開発をやめ、川の水は人間だけのものではないことを自覚し、今以上に水資源開発をしないで、水需要管理によって、流域の水を総合的に管理しよう」としています。過剰な水資源開発は、私たち住民の水道代にはね返るのです。それでもまだ、水利権がもっとほしいですか？

流域委員会は「河川環境を高度経済成長期以前の1960年代前半の状態に戻そう」と提言しています。すなわち「川で子どもが水遊びでき、取った魚をおいしく食べられ、川が生き物の命にあふれていた時代です。そのためには、今までの「治水・利水」優先の河川整備は、終わらせなくてはならないのです。

どうか、ありのままの淀川水系流域委員会を知ってください。そして自分で、今後の流域委員会にどうなってほしいか考えてください。「新たな川づくり」を実現するために、あなたも何か始めてみませんか？きっと住民一人ひとりの行動が、まだ変わる勇気が持てない河川管理者を変えてくれるはずです。

070226 元委員の懇談会意見書

第三期委員の選定が河川管理者の運命を決する

尼崎市・第一期委員 細川 ゆう子

24日に猪名川河川事務所の「住民の意見を聞く会」に参加した。傍聴者からは「流域委員会が何をしたか知らなかった。もっと知りたい」という意見、また余野川ダム建設地の住民からは「流域委員会には、地元の意見をもっと聞いてほしかった」という意見が聞かれた。その中で、伊丹市昆虫館の研究者の方から「流域委員会のおかげで、住民と河川管理者の協働の活動が増えた。（猪名川では、グリーン作戦、外来種対策、河川レンジャーなどが進んでいる。）住民が川に関わる機会が増えた。この取り組みを止めないでほしい」という意見をいただいた。流域委員会を直接知らなくても、そんなふうに見ていてくれる人もいるのだとうれしかった。流域委員会がいくらいいい提言をしても、それを実際の事業で活かしてくれるのは河川管理者だ。この6年間、河川管理者のたゆまぬ努力があったからこそ、流域委員会の提言が住民に受け入れられるようになってきたのだ。河川に関わる活動をしている住民団体からは、最近の変化を歓迎する声が多く聞かれる。

ところが、今回の流域委員会休止問題、その報道によって、住民や自治体の関係者が混乱している。「これまで、流域委員会の提言に沿って国土交通省も事業を進めていると思っていたのに、国土交通省と淀川水系流域委員会は対立していたのか」と、これまで進んできた事業に対しても懐疑的になっている。実は、私は12月に流域委員長の講演会を企画していた。私の町は、去年8月の記録的集中豪雨により浸水被害が出ている。常々「この町の堤防には、越水対策が必要だ」と主張してきたが、内水氾濫だけでも大きな被害になったことは驚きで、堤防の補強を急いでほしいのに「流域委員会の休止によって、耐越水堤防の実験も滞るのではないかと危機感を持ち、住民に訴えようとしたのだ。ところが、猪名川河川事務所は協力してくれるのに、尼崎市の都市整備局から警戒され、地元の社協の妨害を受け、講演会は実現しなかった。明らかに自治体や社協の過剰反応だ。

せっかく流域委員会、河川管理者、住民の連携が浸透してきたのに、この一事によって住民の行政不信は一気に高まってしまった。これまでの現場の河川管理者の努力を思うと気の毒で仕方がない。だが、私たち住民の落胆も大きい。大型公共事業の中止や、大切な身近な自然を守るために、親の仇のように河川管理者を責めなくてはならない。「相手も仕事で気の毒に」と思いながら、戦わなくてはならないことがつらくない人はいない。やっと話し合いで、河川整備計画を作ってくれるようになったと思ったのは、幻想だったのか。

少なくとも、去年10月10日の委員会で、流域委員会から「次期委員会には、定年制はなくし、流域委員会の提言の根幹に関わる委員を残してほしい」との要望がされた時までは、河川管理者は要望に答えてくれるものと信じていた。正に、その要望を裏切るかのような、10月24日の近畿地方整備局長の「淀川水系流域委員会休止」記者会見だ。「淀川水系流域委員会の提言は河川管理者に都合が悪

いので、休止して黙らせたい」のだと、受け取るのは当然ではないか。

私は、先生方ほど大人ではないので、はっきり言わせてもらう。委員として4年間、「新たな川づくり」を実現する河川整備計画に寄与できると思うからこそ、必死で勉強したのだ。河川整備計画の策定を見ずに、流域委員を降りるのは大変悲しかった。任命権者は河川管理者だ。選ばれなかった以上仕方がない。それでも、謝金なしでいいから仕事を全うさせてもらいたかった。私のように大人気ないことはおっしゃらなくても、時には命の危険も感じるような中で信念に従って賭けてきた仕事を辞めたいと思っていた委員は、おられないはずだ。今までそんな思いを忍んできたのは、二期に継続した委員、新規に加わった委員が、代わりに仕事を全うしてくれると信じていたからだ。それを休止とはどういうことか。

河川管理者は、激しい報道攻撃と住民の反発に恐れをなしたか、今度は「流域委員会には、いろいろ反省すべき点があるので、休止は、レビューしてよりよい委員会を立ちあげるためだ」と言い出して「レビュー委員会」なるものを組織した。しかし、2月7日第一回レビュー委員会の席上、河川管理者は「河川管理者は現状のデータや資料説明が中心であり意見述べなかった」と、あたかも流域委員会が勝手に暴走して提言し、河川管理者は「口を挟むことができなかった」と受け取られる説明を行い、流域委員会委員から「キャッチボールできていると思っていたが、そうではなかったのか？」と指摘されていた。首長などからの批判を流域委員会だけにかぶらせるつもりなのか。会議終了後、傍聴に来ていた、河川局を定年を待たずに辞めた元河川管理者は、説明した河川管理者を公衆の面前で非難した。少なくとも、彼が近畿地方整備局にいたあいだは、よい議論ができていたと思う。その後、河川管理者が発言できなかったと言うなら、責務を果たせなかったのは、発言できなかった河川管理者のほうだ。「レビュー」が必要なのは河川管理者のほうではないのか。

夏には第三期の委員会を立ち上げると言う。けれども、そのときの委員が誰なのかが問題だ。一期の委員を務める間、最初は新聞や書物で知識不足を補おうとした。けれども「淀川水系流域委員会」の考え方は、どこにも書いていない。流域委員会の資料を必死に読むことでしか理解することはできなかった。全国に流域委員会は数あれども、淀川ほど真剣に「改正河川法」に則った新たな河川整備を議論したところはないらしい。完全に「オリジナル」なのだ。二期では傍聴席の常連に加わったが、二期の新規の委員は、4年間の蓄積を引き継ごうと大変な努力をしてくださっていた。けれど勉強して学んだことは、自分のものではない。理解しているつもりでも、個々の事案の審議になると意見がぶれる。そのためにずいぶん傍聴席でやきもきした。頭で理解しても、所詮は借り物、信念ではないのだ。河川整備計画原案提出に際しては、信念で発言する委員で審議を行ってほしい。そのためには、一期、二期委員の中から、流域委員会の提言の、最も重要な考えを生んだ委員に絞って、第三期の委員会を構成することだ。河川管理者は懇親の力をこめて、河川整備計画原案を出してきてほしい。そして、それを受けて立つ委員は、信念でもって「提言」「意見書」を作ってきた委員であるべきだ。それしか、

河川管理者が失った住民の信頼を取り戻す方法はないと考える。

要望書

平成 19 年 3 月 6 日

国土交通省近畿地方整備局

局長 布村 明彦様

「ウォッチャーズクラブ」

代表：細川 ゆう子

私ども流域委員会傍聴者は、「淀川水系流域委員会」休止に反対したにもかかわらず、一方的に休止を強行されたことに抗議するとともに、レビューのための一連の「淀川水系流域委員会についての住民意見発表会」「流域委員前委員による懇談会」「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」の実施に対しても大きな不信を抱いています。

そもそも第一回の「レビュー委員会」自体、外部委員は「淀川水系流域委員会」について、何も知りませんでした。依頼を受けたのなら、事前に勉強してくるべきです。「淀川水系流域委員会」のレビューは、改正河川法に則った新たな川づくりが提言できているかを審議すべきであるのに、何のために設置されたのかも知らず、前提を覆すような発言をする神経は信じられません。まず「レビュー委員」に「淀川水系流域委員会」のレビューをする資格を問うべきと考えます。

また住民や首長に対して、河川整備計画策定における「流域委員会」の位置づけや役割に関する説明がなく、誤解を受けるに任せる実態には、河川管理者の誠意が感じられません。河川管理者には、意見を聞くに止めず「淀川水系流域委員会」に対する誤解を解消する責任があります。誤解や偏見に基づく「レビュー」は、無意味です。厳密に言えば、説明を果たした上で、もう一度意見を聞くべきです。住民も首長も、「意見を聞く」と強調すれば、「淀川水系流域委員会」の提言に対して不満を抱く意見が多くなるのは当然であって、それをもって大勢の意見とは言えません。第一、住民への周知の方法についても、以前に「対話討論会」や河川レンジャーなどの活動に参加した住民に声をかけただけで、新聞広告などで発表者を募ることもしていません。明らかに手抜きです。河川管理者には、真剣に広く意見を求める熱意に欠けていたと断ぜざるを得ません。首長に対しても、すべての方に意見発表を依頼したのか、はなはだ疑問です。不満のない人たちは発言しません。公平を期すのであれば、具体的な主な提言内容や、それによって進んでいる河川整備の実施内容について、首長全員に対し、また住民の無作為抽出によるアンケートを実施すべきです。今「淀川水系流域委員会」の休止に対し、マスコミや住民の激しい反発を受けている現実を真摯に受け止めてください。

また、第一回の「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」では、「淀川水系流域委員会」の運営や委員の人選に関してまで意見を聞くのは、行き過ぎと抗議します。改正河川法では、首長が意見を言うのは河川整備計画の案に対してであり、「流域委員会」に対して意見を言うことは権限にありません。河川管理者は、改正河川法や「流域委員会」について首長に説明した上で、意見を拒否すべきでした。少なくとも「レビュー委員会」に対しては、一連の「意見聴取」が、河川管理者の説明が十分に行われないまま実施されたものであることを、率直に説明することを求めます。

また「レビュー委員会」ほかの一連の事業の議事録の公開に対し、あまりにも消極的だったことを恥じるべきです。淀川の河川管理者として流域委員会で何を学んだのか、まったく失望します。河川整備計画策定に当り住民に対して透明性を確保することは、最低限の河川管理者の義務です。レビューに関わるすべての議事録をホームページで公開し、「レビュー委員会」に資料として提供することを求めます。

意見書は「淀川水系流域委員会」と同様、「レビュー委員会」で配布の上、ホームページでの公開を求めます。添付ファイルで送付できるよう対応していただきたい。さらに「レビュー委員会」、今日の懇談会においても、傍聴者発言を求めます。

今後の「レビュー委員会」においては、まず外部委員の「淀川水系流域委員会」に対する最低限の知識を高める必要があり、勉強会などの実施を求めます。さもないと「レビュー外部委員」の選定をやり直すべきであり、私どもは「レビュー外部委員」の交代を要求します。

以上

070308 レビュー委員会意見書

レビューされるべきは、河川管理者だ！

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員として4年、傍聴者として2年「新たな川づくり」の夢を追ってきた。昨年7月に卵巣がんの手術を受けた。さらに5ヶ月抗がん剤治療を受け、今も副作用の影響は抜けない。先日、伯母に「あなたのがんは、ストレスが一番よくないそうよ」と言われた。もし、流域委員を引き受けなければ、私はがんにならなかったかもしれない。それほど、流域委員会の審議についていくことは過酷だった。今後、5年以内の生存率は65%。もし流域委員会に関わることをやめて、安穩に生活することを選べば、再発のリスクは、いくらか少ないかもしれない。けれども、どうしたって再発の可能性はある以上、許される時間この仕事を全うしたい。私の娘に、生徒たちに、多くの子どもたちのために、越水に耐える、より安全な堤防と、まるで洪水を素早く流下させるための水路と化した、川の命を取り戻してやりたい。

それゆえに、10月に「淀川水系流域委員会」休止の報を聞いたときは、絶望した。「耐越水堤防の実験を早く進めて、流域委員会で取り上げてもらえることをひたすら待ってきたのに、私の命あるうちに実現することは、ないのかもしれない」と。第一回「レビュー委員会」に始まり、「淀川水系流域委員会」についての住民意見発表会「流域委員前委員による懇談会」「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」という一連の会議に参加、傍聴して、その絶望はさらに深くなった。河川管理者は、住民や、前委員、市町村長の「淀川水系流域委員会」への事実誤認や偏見に満ちた意見に対し、何の訂正も行わず、まるで「流域委員会が勝手に提言したことで、我々も手を焼いている」と言わんばかりであった。彼らの気に入らない提言内容は「流域委員会」だけの責任であるかのような誤解を、解こうとしなかった。河川管理者の要請に懸命に答えてきた「流域委員会」に対する、これが河川管理者の仕打ちなのか。

長良川河口堰は、激しい反対運動を受けながら建設が強行され、10年を経て無用の長物として無残な姿をさらしている。河川にかかわるダムなどの大型治水利水事業は、河川環境に重大な負荷をかける上、莫大な費用をかけるに足る効果に乏しくなったために、激しい反対運動を受け、何十年も計画が頓挫することがくり返されている。その現状、長良川河口堰問題の反省から、河川法は改正された。河川法改正を受けて、新しい河川整備計画づくりを目指したのが「淀川水系流域委員会」であった。「河川法が変わったから、これからどうする？」と議論してきたのだ。河川管理者が原案を示し、計画ありきで事業を進めようとしても、住民の反対運動にあえば、ことは硬直してしまう。だから、計画をつくる以前に十分住民と話し合うことが必要なのだ。「淀川水系流域委員会」は、環境の学者が治水や利水を学び、治水や利水の学者が環境を学び、住民が治水・利水・環境を学び、白紙から議論をした。その結果一致したのが、河川環境を回復するために、治水・利水の考え方から抜本的に変えなくてはならないということだった。それは、治水、利水の安全度を下げることではない。より河川環境に重大な影響を及ぼさない方法を、最大限模索すべきだと言っているのだ。

「河川整備を変えよう」と流域委員会と協働してきた河川管理者が、今さら「変えてもいいか？」と、誰かれなしに尋ねだし、住民や首長から「河川管理者が案を示してほしい。今までのやり方を変えるな」との声が上がる。河川整備を変えるのに反対なら、改正河川法を改正しなければならない。河川法に従えば、彼らこそが法を犯しているのだ。今さら「河川整備を変えるかどうか」などと言い出す河川管理者も同罪である。河川管理者が唯一従うべき法律に、河川管理者が従えないのか。ならば、レビューされなくてはならないのは、淀川水系流域委員会ではなく、河川管理者ではないか。「改正河川法」に照らして、真摯に法律を履行することができるのか。今の淀川の河川管理者に、その可能性は見出せない。

レビュー委員会には、改正河川法に則り「淀川水系流域委員会」が正しい提言を述べてきたかを評価して

ほしい。河川管理者が、新たな河川整備計画策定に向けて、自信を持って再び歩みだせるように。

070320 レビュー委員会意見書

検証、事務局河川管理者

尼崎市 細川 ゆう子

河川管理者は、2月7日の第一回レビュー委員会において、突然、2月24日流域5会場で一斉に「住民の意見を聞く会」を実施すると発表。琵琶湖河川事務所が天津、彦根の2会場で、淀川は枚方、猪名川は伊丹、木津川は上野で、それぞれの河川事務所が事務局となり開催することになった。意見発表者、傍聴者の申し込み締め切りは、2月15日。わずが一週間ほどである。猪名川河川事務所の場合、意見発表、傍聴どちらも申し込みが少なかったことから、20日に申し込み期限を延長している。周知の方法としては、ホームページと、他は河川管理者と住民の協働のイベント（たまたま猪名川の場合、11日に「猪名川クリーン作戦」が実施された。）での呼びかけ。他の事務所に声をかけられた人の話によれば「以前に対話討論会（円卓会議）で発表したから」ということで個別に発表依頼を受けたと聞いている。猪名川の会場で傍聴者らに尋ねると「河川レンジャーの研修会で河川事務所から案内を受けた」と言う人がほとんどであった。

以前の「住民対話討論会」の場合、ホームページの他、新聞広告、各市町村の公共スペースでのチラシの設置、河川関連のイベントでの案内など、一ヶ月以上をかけて住民に呼びかけたことに比較すると、お粗末としか言いようがない。善意に解釈すれば、予算、期間の余裕のない中、意見発表してくれる人間を確保するためには、以前に流域委員会に対して意見を述べた人に会の実施を周知することが、一番確実な方法であったとは考えられる。

しかし、以前の対話討論会は「河川敷の利用」「事業中のダム」に対して、賛成、反対の対立する意見を、討論により互いの考えを理解し問題を共有することが目的であった。意見発表は、討論ではない。それゆえ結果概要には、一方で「時間がかかりすぎる」「費用がかかりすぎる」「流域委員会は河川管理者の原案に対して意見を述べるべき」との批判があり、一方で「必要な時間であった」「住民参加の必要なコストであった」「原案作成前から議論したことがよかった」と、まったく相反する意見が連ねられている。しかも、この結果概要は、発表者が特定できず、意見の一部を抽出したのみである。

意見のバックグラウンドを探るには各事務所の結果概要ではほとんどわからないので、ホームページの「参加申し込みの際に頂いたご意見」（琵琶湖）などの事前申し込み意見をチェックしてみた。（この時点では、議事録は公開されていなかった）すると流域委員会に批判的な意見を述べているのは、事業中のダムの推進を望む人たちであることがわかる。一方で、流域委員会肯定の意見を述べる人は、ダム問題には必ずしも触れていない。ただ、ダム計画撤回を望む運動の関係者である可能性は否定できない。私は猪名川で意見発表をしたが、発表者の一人は学芸員であり住民運動には関係していない。公平な立場で、河川管理者と住民の距離が近づいたこと、協働の取り組みが活発になったこと、住民が川に入る機会が増えたことを評価していた。そのように、純粋に流域委員会の評価をしている人

もいることは救いだ。公開されている琵琶湖河川事務所の「参加申し込みの際に頂いたご意見」は15名であり、当日はコーディネーターを置いて全体に意見発表を求めたようだが、議事録は無記名となっている。大津会場参加者が47名、彦根会場参加者が23名だから、意見を公開さえしていない発表者が多く存在することになる。事前意見の15名の中には、「水資源開発事業に従事してきた」すなわち河川管理者の身内までいる。今回の意見発表が、非常にせまい範囲にしか周知されず、すでに流域委員会の提言に対して賛成、反対の考えがある人ばかりであることは公平性を欠くもので、重大な問題だ。流域委員会提言が前提での発言が、流域委員会に対する冷静な評価を下しているとは考えられない。

「住民の意見を聞く会」の実施は、一応聞いたという体裁を整えたに過ぎない。この取り組みによって、河川管理者は図らずもいくつかの点で、今後の流域委員会運営の方法について、レビューするまでもなく答えを出したことになる。最大は、河川管理者が自ら事務局を兼ねることは、流域委員会の透明性を阻害することである。レビュー委員会の事務局を河川管理者が兼ねるために、住民の不信は明らかに深まっている。3月19日現在、「住民の意見を聞く会」については、淀川、木津川、琵琶湖が議事録をホームページにアップしているが、琵琶湖は、発表者無記名である。また猪名川は、作成中ではあるがまだアップされていない。それも、私が「同時開催なので、他会場でどのような意見が出ているか、わからない。議事録を公開してほしい」と要望した時には、議事録を公開することさえ、想定されていなかった。他にも要望してくれる人が多くいたため、やっと対応してくれたのである。前委員の懇談会は「(案)」つきで公開されているが、肝心のレビュー委員会そのものが、すでに40日が経過しているにもかかわらず、まだ議事録がアップされない。「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」に至っては、今だに議事要旨さえ公開されていないのである。6年間、民間の庶務がやってきたことから何を学んだのか。(その民間の庶務でさえ、ずいぶん流域委員にしかられ、運営に慣れるために一定期間必要であった。)それでも、6年間流域委員会といっしょにやってきた河川管理者なのか。申しわけないが、あまりにも不手際で、本当に、悲しいかぎりである。

また前委員の懇談会においては「提言を委員自らが書くことは負担が大きすぎる」「事務局に原案を書かせる方がよい」との発言があった。今回「前委員による懇談会」「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」では、意見の要旨をその場でまとめ、スクリーン上で確認するという手法を取った。しかし要旨では微妙にニュアンスが変わり、似て非なるものになった。たとえば、市町村長懇談会では「住民の生活レベル、清掃などには、意見を聞き協力をお願いするが、道路や河川整備事業などの大型公共事業に住民の意見を聞く必要はない」などの「こんな市長を冠している市民に同情する」と思うような住民としては許しがたい発言もあったが、議事要旨では「市民が主役。生活に密着した分野は市民が決める。ただ、道路や河川は、全市民の意見を聴くということにはならない。」としか書いていない。

流域委員は、自分の考えは自分で書き、書いたことの責任も負うべきである。流域委員会の意見書は、分担執筆ゆえの文調の不ぞろいを調整し多くの修正意見を調整するための作業部会メンバーには大きな負担をかけたが、委員全員がそこまで働いたわけではない。

作業部会の委員が過労を訴えたのなら改善が必要だが、作業部会メンバーでもない委員が「負担が多すぎる」と主張するなら、根拠を正すべきである。流域委員が自ら意見を書き公表したからこそ、住民も信頼してきたのだ。河川管理者は、流域委員会と考えが違うなら公開の場で議論しなければならない。事務局を兼ね、委員会意見も「事務局案」で作成するのであれば、住民から「同じ穴のムジナ」との謗りを免れない。

今回集まった住民意見は、前述のように「住民対話討論会」意見発表者と相当数だぶっている。対話討論会は、もともと河川敷利用やダムなど、対立する意見が出ることを前提に討論を試みたものであるが、今回は意見発表である。流域委員会提言に賛成のものは流域委員会を評価するし、反対のものは批判する。結果がわかりきっているのに、なぜこのような聴取を行ったのか。善意に解釈すれば、急な開催で意見発表者を集めるために、しかたがなかったのだろう。しかし悪意に解釈すれば、流域委員会の提言に不満のある住民から集中的に流域委員会への批判意見を集めたかったとも取れる。不信は深まるばかりである。ダム推進や、さらなる河川敷利用を求める住民は、流域委員会提言が自分たちの希望に沿わないから批判しているのであって、もし提言が希望通りなら、流域委員会はさぞ絶賛されたことだろう。

同じことが「琵琶湖・淀川流域市町村長懇談会」にも言える。そもそも河川管理者は、淀川水系流域すべての市町村長に懇談会への参加を依頼したのだろうか。「住民の意見を聞く会」と同じパターンだったとすると、今までに流域委員会の提言に対し、反対意見を主張してきた市町村長の中に声をかけたのではないか。彼らの多くは、流域委員会とレビュー委員会を混同し、流域委員会の提言ではなく、河川管理者の「河川整備計画第一稿」「同第二稿」「同基礎原案」「同基礎案」に対して不満を述べていた。「まず河川管理者が、原案を示し、流域委員会はそれに対し意見を述べればいい」というのが大方の意見であった。自分たちが、その原案に反対しているとも自覚せずに。また「住民全員の意見を聞くことはできないのだから、聴かなくてもよい」とも述べた。そういう従来のプロセスでは住民の合意を得られず、計画が平行線のまま硬直し住民同士に深い禍根を残すために、河川法を改正し河川整備計画づくりを変更することにしたのだ。淀川水系流域委員会は、改正河川法にのっとった「新たな川づくり」を目指すために設置された。それを「止めろ」と言う市町村長は、改正河川法を改正することを主張し、住民に信を問うべきである。彼らの背負っている「住民」だけで、果たして選挙に勝てるだろうか。

流域委員会に対する市町村長の不満は、提言の内容が彼らの地域に関わるダムに対し厳しいものであり、河川敷利用を抑制する方向であったためである。そういうしがらみを持たない市町村長は、議会開催などで忙しいこの時期に懇談会に出席などしない。そういう発言に終始することがわかりきっているのに、懇談会を開いた河川管理者の意図は、再び悪意に取るなら、そういう意見を集めたかったということになる。結果が目に見えている中途半端な意見聴取こそ、予算の無駄ではないのか。

河川管理者が事務局を兼ねることは、河川整備計画策定に透明性を欠き、多くの住民の不信を生み、時間や予算をさらに無駄にし、流域委員会とのキャッチボールを公開の場で

行うことを阻害するだろう。時間や費用が妥当かどうかは、提言に対する意見の相違により平行線である。河川管理者は、流域委員会提言反対意見者に言わせるのではなく、自らの考えを率直にレビュー委員会に示すべきである。

070406 レビュー委員会意見書

河川整備計画に魂を吹きこむために

尼崎市 細川 ゆう子

私の中学時代の社会の恩師は、民主主義について「多数決とは、数に勝る意見だけを取り上げることではない。多数派は、少数派の意見をよく聞き、徹底して議論し、少数派の意見のいいところは取り入れて、結論を出さなくてはならない。それが真の民主主義である。日本の民主主義は、多数決をはき違えている。稚拙な民主主義だ」と教えてくれた。最近、社会的合意や、合意形成の手法が、立派な研究対象になるようになった。新潟大学の大熊先生は、淀川水系流域委員会を「上下流、広範囲な流域から集まった委員が、合意形成できたことは、画期的だ」と評してくださった。確かに、私は流域委員会の委員として、奇跡的な議論の集約を何度も経験することができた。

ハリウッドの名画に「十二人の怒れる男」という、裁判を題材にした映画がある。12人の陪審員のうち、11人までが「有罪」と断じた被告人に対し、ただ一人有罪を疑う陪審員がいる。主人公は、11人に自分の疑問をぶつけ、解明していくうちに、「無罪」と主張を変える陪審員が増えていく。最後には、12人全員が被告人を「無罪」と結論するのである。流域委員会には、有馬先生という植物を専門とする委員がいた。大学の先生ではなく、住民の中にあって植物について教えてくれる先生だった。先生は「高水敷に盛土をして干陸化し、都市公園やスポーツに利用してきたために、高水敷の植物は、川原特有の植生ではなく、いわゆるグラウンド植物ばかりになり、外来種の優先が進んでいる」と現状を訴えた。スポーツ利用を止め、高水敷の切り下げを行わないと、川原特有の植生を取り戻すことは出来ないと主張した。そこで、流域委員会の提言にそのことを盛り込んだ。河川管理者もそれを受け「河川整備計画第一稿」に「川でしかできない利用を進める」とした。

しかし「提言」と「第一稿」が発表されると、高水敷をスポーツに利用している団体や、運動公園などの利用をさらに進めたい地元自治体から、激しい反発を受けた。署名を集めて、提出した団体もある。先日の「流域市町村長懇談会」にも、高水敷の利用を制限する流域委員会を批判する市長が何人かいた。「公園利用をさらに進めるために、河川敷の清掃や草刈り、樹木の伐採まで、国にやってほしい」と要求したり、「ただで使える土地があるのに、利用しない手は無い」と言い切る市長もいた。「第一稿」発表後も同じで、河川管理者も手を焼き、流域委員会に困惑を訴えた。特に、子どもに野球やサッカーを指導している団体の代表は、繰り返し「子どもから楽しみ場を取り上げるのか」と委員に訴えた。さすがの委員も、子どもには矛先が鈍り「堤内地に代替の土地が無いなら、これ以上の利用は制限するだけにして、現状利用しているところは仕方が無いのではないか」と、大方の委員の意見が傾いた。しかし有馬先生は「現状の利用を容認しては、流域委員会が環境の目標にしている 1960 年代前半の河川環境を回復することは、不可能になる。積極的に利用を減らしていかなければならない」と、ただ一人主張し続けた。他の委

員は、その真剣さに心打たれ、結局全員が有馬先生の主張に賛同したのである。

流域委員会では、そんな場面がしばしばあった。河川形状の縦方向、横方向の連続性を回復することを主張した紀平先生。琵琶湖の固有種の減少、琵琶湖漁業の窮状を訴えた松岡さん。堤防の越水に対応する補強の必要を訴えた今本先生。たった一人で、全員を敵に回しても一歩も引かず、信念で発言する委員がたくさんいた。それが、他の委員の心を動かしたからこそ、流域委員会は、合意の上「提言」「意見書」をまとめることができたのだ。

先日、一年以上開催されなかった「河川保全利用検討委員会」を傍聴した方から、報告があった。一年の間、委員会のレビューがされ、検討の対象などの見直しが河川管理者から説明されたという。先日の市長たちの傍若無人振りとあわせて考えると「河川管理者は音を上げ、有馬先生があれほどがんばった流域委員会「提言」「意見書」を、なし崩しにしようとしているのではないか」と不信を抱かざるを得ない。どんなにすばらしい「提言」「意見書」を書いたとしても、それを実施し、新たな河川整備を実現するのは、河川管理者だ。河川管理者が「提言」「意見書」に込めた流域委員の「想い」を、「新たな川づくり」にかけた夢を理解してくれなければ、厄介なことはどんどんなし崩しにされてしまう。

流域委員会では、対話討論会(円卓会議)によって、利害の相反する住民を討論させ、合意形成をめざそうとした。高水敷の利用の場合、「環境のための利用を7割、スポーツ利用を3割ぐらいでもいいのではないか」と発言した人に向かって、私の母は「環境が大切だと言うなら、スポーツの利用もしながらでは、環境を守っていないのと同じだ。100%環境か、100%スポーツか、二つに一つだ」と主張した。合意形成は、単なる妥協に陥る危険がある。どちらも取るように見せて、結局どちらも手に入れることにならないのだ。ダムなど、もっとそうだ。今、利水の撤退が相次ぎ、計画中の多目的ダムが治水専用ダム(穴あきダム)に計画変更され、実施されようとしている。治水に役立ち、普段は湛水しないので環境にもやさしいという。しかし、自然環境豊かな地域に大型人工構造物をつくることに変わり無く、建設と試験湛水による環境破壊は深刻なはずだ。一方、治水に有効かと言えば、河床部付近に放流口があるのだから、底に穴の開いた器のようなものだ。多目的ダムなら、どんな小さな洪水もとれあえず溜めてくれるが、穴あきダムは、小さな洪水は溜まらずにこぼれてしまう。中途半端な治水効果と言わざるを得ない。治水、環境両方を並び立たせるダムなど作ろうとするから、「穴あきダム」なんて出来損ないを、生み出してしまうのだ。

第三期委員会には、流域委員会「提言」「意見書」に委員らが込めた「想い」を伝える委員が必要だ。字面だけでは伝わらないものを、新たな委員や河川管理者に伝えてほしい。そのためには、第一期の中から「提言」「意見書」の内容に重要な役割を果たした委員に、年齢、継続年数にこだわらず、再度復帰していただくべきだ。河川整備計画原案を信念でもって審議し、整備計画に魂を入れてほしい。第三期委員に「新たな川づくり」にかける夢や信念がなく、河川管理者に、「提言」

「意見書」を受けた新たな河川整備に取り組む意欲が無いなら、せっかく作った河川整備計画は「仏造って、魂入らず」ということになるだろう。

070527 流域委員公募に対する意見

やはりレビューすべきは河川管理者だった

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員会委員の公募が始まった。河川管理者は、「公募の方法は基本的にこれまでと同じで、自薦・他薦は問いません。」とのことであるが、それが大きな問題である。レビュー委員会では、「淀川水系流域委員会のこれまでの運営は、河川法に照らして妥当であった」との結論を得たが、委員全員が十分に活躍したとは言えず、特に二期の委員構成などには、住民の批判があったことは無視された。

河川管理者の発表によると、委員の条件として「**委員の年齢は 68 歳（平成 19 年 6 月末日時点）未満とします。**」としている。この条件のために第一期で熱心に活動してくれた多くの委員が、辞任させられたのだ。4 年間、委員長、琵琶湖部会長、猪名川部会長として委員会を率いてくださった方、委員会に手弁当でも参加し淀川の環境のために重要な提言を続けてくださった方、その方々が、何の根拠もない年齢制限で委員を続けられなかったのだ。先生方のほとんどは、流域委員会の傍聴にもいらっしゃらない。深く自尊心を傷つけられたからだ。

そのような犠牲を払って始まった二期委員会は、成功したであろうか。まず、今までの審議の復習に多くの時間を割いた。振り返りに時間がかかり審議がしばしば逆戻りし、二年間で議論に大きな進展はなかった。河川整備計画の審議のためには、提言に重要な役割を果たした多くの第一期委員を排除したのはマイナスだった。

一方で、河川工学者だという理由で、もともと一期から出席率も悪く、発言も少なかった委員を多く残した。それらの委員は、二期でも委員会に貢献しなかった。そのうちの一人は、河川工学者の中でも、最も出席が悪く発言もしてこなかったのに、第三期の選考委員まで引き受けているのだ。最も委員会に貢献しなかったのに、あまりにも恥知らずではないか。

私は、流域委員会に 18 年 9 月 18 日に「流域委員定年制は、もったいない」という意見書を提出したが、その後の 10 月 10 日の委員会でも、三期の委員について、定年制を撤廃し流域委員会の提言の根幹に関わる委員を継続させるように、河川管理者に要望している。河川管理者は、それも無視しようとしている。これも、前例のあることだ。第一期委員会でも、作業部会を設けて第二期委員について検討をしている。「さまざまな年齢の委員を入れる」「男女比を改善する」などの提言はことごとく無視された。あげくに持ち上がったのが、70 歳定年制なのだ。全国のどこの諮問委員会に、そんな規則があるだろうか。そんなことをすれば、多くの大御所御用委員が仕事を失うだろう。河川管理者がそれを妥当とするなら、まず河川局の審議会で実践すべきだ。多くの一級河川の命運を、たった数人の河川工学者がいつまでも居座って、ろくにその川を見ることもなく、やっつけ仕事で、河川局の基本方針にお墨付きを与え続けているではないか。

淀川水系流域委員会のみ、定年制を設けるのはなぜか。それを口実に排除したい委員がいるからではないのか。つまり、今回は前流域委員長だ。第二期委員会は、それを恐れて河川管理者に要望を行った。それに答えることなく、前回どおりの条件を堅持するのは、淀川水系流域委員会に対して、私たち住民に対しての裏切りに他ならない。

委員としての働きではなく、定年制を理由の、重要な流域委員の排除は決して認められない。これは、河川管理者の住民への裏切りの証明である。近畿地方整備局長は、再度、抗議の矢面

に立つことを覚悟すべきである。

070606 推薦委員会意見

流域委員会委員公募をただのセレモニーにするな

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員会委員公募が始まった。しかし、実は流域委員のうち、公募で選ばれるのはわずかなのである。

2001年2月淀川水系流域委員会第一期委員会がスタートした時、河川工学者6名、利水1名、人文系7名、環境23名、地域の特性に詳しい委員16名、計53名という異例の委員構成、委員数の諮問委員会だった。その中で、私の知る限り、公募により選ばれた委員は3名しかいない。言いたがらない人もいたかもしれないが、数名を超えることはないだろう。残りは、河川管理者、準備委員会委員の推薦で選ばれている。これは、まだ知名度のなかった流域委員会に、公募で十分な人材の確保は不可能であったろうから、やむをえないと思う。

河川管理者自身も、意見を提出した子どもの母親に委員を依頼してみるなど様々に努力をしたようだが、部会委員に関しては、各部会長の権限が大きかったようだ。たとえば猪名川部会の場合、地域の特性に詳しい委員を選ぶために、庶務が猪名川流域で活動する団体をリストアップし、その中から部会長が候補を選んだと聞いている。青年会議所や琵琶湖や桂川の漁業者から選んでみたり、琵琶湖のカヌースクールの経営者など環境に反する立場の委員も加えてみたり、あらゆる立場の委員を選ぼうと河川管理者、準備委員、庶務が一丸となって苦心したことが、その人選からも偲ばれる。

その後「中間取りまとめ」「提言」「意見書」「ダムについての意見書」など、4年間一貫してダムに対して厳しい提言を行ってきた淀川水系流域委員会が、この委員の人選に問題があったと、河川局やダム推進を望む人たちに思われてきたことは聞こえてくる。しかし、その考えは正しくない。淀川水系流域委員会の議論は、改正河川法のもとでの新たな川づくりを目指して始まった。河川の変化を憂慮する委員が多かったせいで、そういう情報が多かったことは否めないが、環境や地域の特性に詳しい委員も、積極的に河川管理者の説明を聞き、治水や利水を学ぼうとしたし、河川工学者も環境を学ぼうと努力していた。猪名川部会で「淀川で一本ぐらいダムのない川を作ろう」と気をはいていた魚類専門の先生が治水を学んで「人の命には、代えられない。環境をよくしたいのに」と真剣に悩んでおられたことを思い出す。「中間取りまとめ」の淀川部会意見で「ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない」と書いた委員は、三ヶ月、胃潰瘍になるほど悩んだそうだ。当時の淀川事務所長は「原案を河川管理者が提示してからでは、議論は平行線をたどるだけだ。問題点を共有し、課題を共有し、議論した上で河川整備計画を策定したかった」と語っている。本気で、住民と合意できる河川整備計画を目指そうとしたのだ。

もともと流域委員会は改選されるはずではなかった。2年のあいだに河川局の基本方針が出て、議論を始めていた流域委員会はそのまま河川整備計画原案の審議を行うはずだった。ところが、河川法が改正されて何年もたつのに河川局は動かない。委員の任期を2年延長して待ったが、やっぱり基本方針は決まらない。仕方がないので河川管理者は、1年11か月でようやく河川整備計画第

一稿を発表する。続いて第二稿、基礎原案と重なる。あとは4年の任期が終わるまでに基礎案が出たのみである。さすがに「また全員の任期を延長するわけにもいかない」と委員から10名ほどを選んで検討会を行ったが、そのときの検討会でまとまったのは、男女のバランスを改善すること、幅広い年齢層の委員を入れることであって、「若い人材をもっと入れよう」とは言ったが、高齢の委員を排除するようには言っていない。

4年の任期が切れるとき、立ち上げの時の準備委員4名と外部委員1名の計5人で委員候補推薦委員会を立ち上げ、委員の選考を行った。一期のときは、河川管理者は推薦するだけで選考は準備委員に任せ、選んだ委員を全員飲んだのだから、河川管理者が口を挟む分、二期の委員選考は後退している。けれどもこの時は、推薦委員会に継続の委員と新規の委員全員を審議させている。それでも委員会は、委員の配分を大幅に河川管理者の希望に合わせている。河川工学者11名（継続4、新規7）環境7名（継続3、新規4）住民連携6名（継続4、新規2）人文系3名（継続2、新規1）利水1名と、河川工学者の比重を増やし環境と地域の特性に詳しい委員（住民連携）を大幅に削減したのだ。委員数も53名は28名に大幅に削減された。

今回、三期の委員を公募するに当たり、河川管理者は「今後とも透明性、客観性、住民参加を推進する姿勢に変わりはありません。」と言うが、推薦委員会は「新規委員候補者の推薦を行う」としかしない。継続の委員は、推薦委員会を通さず、河川管理者が、公開もせず選ぶと言うのだ。どこが「基本的にこれまでと同様の方法等により、公募します。」なのか。まったく違うではないか。二期の選考において不評だった、委員の専門性の河川工学への偏りも、地域の特性に詳しい委員、環境の委員の大幅削減も、委員の年齢制限も、何も反省せず改善していない。委員選考を公開するのは新規に限り、継続の委員の選考は、河川管理者が秘密裏に選ぶ。この方法が「透明性、客観性、住民参加」の後退でないと言うのだろうか。推薦委員会の委員の中には、6年委員を務める間、現地視察など自主的な参加は一切せず、所属部会、委員会にも滅多に出席せず、定足数で足を引っ張り続けた委員が、河川工学の新規委員を推薦し、公募の委員を選ぶのだ。流域委員会の審議をもっとも理解しなかった委員にこれからの委員を選ばせる河川管理者の意図を勘ぐるのは、当然ではないか。しかも、実は二期のときにも200人以上の応募があったのに、新規に選ばれたのは推薦委員や河川管理者の推薦を受けた人がほとんどで、公募で入った委員は2名（推測）しかいない。今回、どれほど公募に集まっても、その中から何人取ってくれるだろう。この仰々しい公募も委員候補推薦委員会も「透明性」を住民に印象付けるための単なるセレモニーに過ぎないのではないか。なぜ推薦委員会に全委員の推薦を任せることができないのか。継続させたくない委員がいるからではないのか。このことに、河川管理者の流域委員会提言の継続性を断ち切る意図を見るのは、私だけではないはずだ。

淀川水系流域委員会は、委員、河川管理者、傍聴者、庶務みんなが真剣に話し合ってきた過程そのものが大切だった。それが、画期的な提言を生んできたのだ。もはや、その過程を経験した委員はほとんどいなくなってしまう。しかも三期のスケジュールでは、6年の蓄積を学んでいる暇はない。それで、河川整備計画原案を審議しなければならないのだ。今までの流域委員会の議論は、引

き継がれない。あとは、河川管理者自身に願うしかない。6年の議論に参加したあなた方自身がプライドを持ってほしい。淀川水系流域委員会の議論が正しいと思うなら、自分たちがやってきた仕事を、信念を持って行ってほしい。大切なのは、新たな川づくりを実現することなのだから。

070608 推薦委員会傍聴感想

河川局の「淀川水系流域委員会」つぶしのシナリオが見えた

尼崎市 細川 ゆう子

6月6日「淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会」が始まった。それは、第二期委員会委員選出のための同名の委員会とは、似て非なるものであった。前回が一期の委員から継続させる委員を選ぶことと新規の委員の選出の両方を担っていたのに対し、今回は、第二期からの（一期の委員は最初から含まれない）継続の委員は河川管理者が選び、推薦委員会は新規の委員のみを選ぶことになる。継続の委員を河川管理者が選ぶ理由が振るっている。「継続の委員はすでに流域委員になっているので、委員にふさわしいかどうかを判断してもらう必要がないから」なのだそうだ。二期の委員は、半数に削減される。流域委員の半数を河川管理者が非公開で勝手に判断して、透明性を確保したと言えるだろうか。今までの流域委員会の精神にかなうと言えるだろうか。しかし推薦委員の誰からも、それを批判する声は聞けなかった。

規約も微妙に変えられている。

第1条（名称） 変わらず。

第2条（目的）

（平成16年）

委員会は、淀川水系河川整備計画(案を含む)の計画内容の進捗の点検、変更にあたって意見を述べるとともに、同河川整備計画(案を含む)の変更にあたり関係住民の意見の反映方法について意見を述べること及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べることを目的として組織の改編を予定している「淀川水系流域委員会」(以下「流域委員会」という。)の委員候補について推薦を受けるために、国土交通省近畿地方整備局長(以下「地整局長」という。)が設置する。

(今回)

委員会は、淀川水系河川整備計画の案の作成にあたって意見を述べることを目的として設置する「淀川水系流域委員会」の新規委員候補について推薦を受けるために、国土交通省近畿地方整備局長(以下「地整局長」という。)が設置する。

第3条（組織等）

（平成16年） 委員会の委員は、淀川水系及び公共事業の事後評価に関し学識経験を有する者のうちから地整局長が委託する。

（今回）委員会の委員は、淀川水系に関し学識経験を有する者のうちから地整局長が委託する。

第4条（情報公開）（変わらず）

第5条（会議）（5まで変わらず）（今回6を追加）

6. 委員会の意思決定は出席委員の過半数をもって行う。(委員数は5名から4名に減っている。つまり前回5分の3で過半数だったものが、今回は4分の3必要。委員のうち一人は間違いなく御用委員。事務局の意図通り、議長を推薦したことも明白)

第6条 (庶務)(平成16年のみ) 委員会の庶務は、パシフィックコンサルタンツ株式会社が行うものとする。(今回は河川管理者が事務局)

(以下は変わらず)

以上の変化をどう見るか。河川管理者は「淀川水系流域委員会」の目的を変えようとしているのである。河川整備計画の策定がすめば、流域委員会をお役御免にするつもりなのだ。そのためには、三期の委員はできるだけ今までの経過を知らないほうがいい。河川管理者は、継続の委員の選定を「推薦委員会」から取り上げ、一期からの委員をすべて切るつもりではないか。二期の中でも御しやすい人間だけを残し、「推薦委員会」で選んだ委員に今までの経過を知らせず、事務局案を追認させて規約を改正し、目的を変更する。そして二年で「淀川水系流域委員会」をつぶす。

もともと「淀川水系流域委員会」の目的は、他の流域委員会と同様、河川整備計画の策定にあたり意見を述べることであった。しかし「淀川水系流域委員会」の提言に対する河川局の圧力が強まったことから、せっかく策定した河川整備計画を覆されることを危惧した当時の近畿地方整備局の河川管理者が、整備計画の事後評価も「淀川水系流域委員会」の目的に加えたのだ。それを変更にかかるということは、万一淀川の河川整備計画が、河川局の意図せぬものになったとしても、その後の進捗でいくらでも変更しようとしているということだ。

三期の委員会は、事務局(河川管理者)の規約改正の提案から始まるだろう。そのときの委員に、からくり気付く人はいるだろうか。いても、多数決で押し切られることになるだろう。今、そのシナリオに向けて着々と準備が進んでいるのである。

こうなると、新規の委員の選考が重要になる。「委員推薦委員会」の責任は重い。しかし6日参集した4人の委員は、前回の推薦委員会がどのように運営されたのか、まったく知らなかった。大笑いなのは、河川管理者も知らなかった。議事録を公開したかどうか、プライバシーを侵害せずどうやって公開したか、いちいち部下に聞く有様であった。担当者たちでさえ、このシナリオを演じる悲しき役者に過ぎないのだ。推薦委員も同様である。すでに、委員の条件には、委員の専門性、年齢などの厳しい制約が課せられている。次回の委員会では、専門分野や構成について検討することになっている。ここでも、河川管理者の配布資料「これまでの流域委員会委員の分野毎構成比」(資料-7)にはごまかしがある。分野の項目は治水・防災、利水・利用、環境、人文・経済・社会で、地域の特性に詳しい委員(住民連携)は、人文・経済・社会に含まれる。構成比の中で独立していない。他の人文系学者と、いくらでもすりかえられる。一期から二期に16名から6名にまで削減されたのに、構成比は43%から37%に減っただけのように見せかけている。こんなからくりにも、推薦委員は気付いてくれるだろうか。そして私は、尊敬する先生方と6年間育

んだ「新たな川づくり」の夢が破壊されていくのを、見守ることしかできないのだろうか。

070626 第二回委員推薦委員会を傍聴して

河川管理者よ！自ら委員を選ぶ弊害を知れ！

尼崎市 細川 ゆう子

河川管理者は、推薦委員会に対し、次期流域委員会の委員数 24 名の半数を新規委員とし、その倍の人数を推薦することを要望した。断られることを想定してとのことである。

しかし前回(二期委員会)の推薦委員会は、まず継続の委員の中で、どうしても残ってほしい委員を先に選び、それで欠ける専門分野の委員を新規として追加している。しかも継続と新規の委員の比率は 2:1、16 名対 8 名である。河川管理者は「24 名という委員数は推薦委員会が提案したものなので、最終的に推薦者が 28 名、29 名になってもよい」とも言っている。

前回の推薦委員会では、今回(三期委員会)の改選についても言及しており、三期では一期からの継続の委員を半数にし、新規委員の中で二年間のみの委員が出ることも已むなしとしている。前回推薦委員会の第二回では、推薦者のなかに辞退者が出た場合は、第三回で選びなおすことにしている。議事録によれば「(推薦者が)全員オーケーだとなればもうそれで次は承認確定と」「意向確認をしてオーケーと言われた方はここでは必ず推薦するという決定をしておかなければならない」「承諾を停止条件として効力が生じるということを今日確定する」として、推薦委員会が推薦を決めた候補は全員意向確認をして、承諾した場合は必ず委員に推薦することを確認している。

つまり、前回の推薦委員会は、流域委員会委員の選定において、できる限り広範囲を網羅するために各分野に委員を置くことを目指してはいるが、継続性を保つことの方を重視している。だからこそ、先に継続の委員を選んだ。そして継続、新規ともに、推薦委員会が推薦を決めた候補には、本人が辞退する以外は必ず委員を依頼することを、河川管理者に確認している。

ところが今回の推薦委員会は、継続の委員の決定権がない。河川管理者が提示した分野ごとに、すべての分野に対し推薦者を決めただけである。各分野において、一期からの継続の委員か、二期の委員か、新規の委員か、どちらを取るかの決定権は、河川管理者に一任されてしまったのだ。

6 月 20 日の第二回推薦委員会では、まず治水について、治水分野の推薦委員が 5 名の新規委員の候補を挙げた。河川 2、治山・砂防 1、防災 2 である。環境の委員からは、河川で別の候補を一人挙げ、防災では、同じ候補を一人推している。さらに議長は「経験から外せない。さらに推薦者から判断して」としてやはり防災の候補一名を推した。委員 4 名のうち 3 名の推薦があったのは、防災の候補一名のみであった。

しかし、二期の選定の時の専門分野項目とは変わっている。河川と防災を分けていない。河川と防災をあわせると新規 6、二期 5 が、候補となる。定員は、5～6 名。三期委員会の治水の定員の 2 倍以上の候補の中から、河川管理者が随意に選ぶことになる。ある元委員の問い合わせに対し、河川管理者は「推薦委員会には、優先順位をつけてもらうので、問題はない」と答えたそうで

ある。治水では、6名の候補が挙げたが、治水の委員は、河川については優先順位をつけたが、防災にはつけなかった。しかも最後のドサクサにもう1名「少し高齢だが」と候補を追加した。本来なら推薦委員3名の推薦を受けた候補が、優先順位が高いのが当然である。しかし優先順位はうやむやにされた。

推薦委員会は、「利水・利用」「環境」「人文・経済・社会」についても委員候補を6名ずつを目安に、挙げた。前回は「地域の特性に詳しい委員」を重視して、1:1:1:1.5を目安にしているから、今回さらに住民の委員は縮小されたことになる。二期改選当時は「人文・経済・社会」は11名だったが、すでに辞任した委員が3名あるから、継続の候補は8名。さらに推薦委員会の推薦は8名。この中からわずか6名に絞ることになる。

推薦委員会は、すべての分野の委員を推薦したことで、河川管理者が、都合の悪い二期の委員を新規の委員にすぐ替えやすくしたことになる。前回は継続を決めた委員の対立候補は、推薦していないことに比べると大きな違いである。

河川管理者は、今後どういう選択をするつもりなのか。実は、推薦委員会委員3名の推薦を受けた防災の候補は、元流域委員10名以上の推薦も得ている。もしこの候補が取られないことがあれば、河川管理者は、推薦委員会の意向だけでなく、元流域委員の意向も裏切ることになる。それをどう言い訳をするつもりだろう。推薦委員会議長は、推薦した候補を選ばなかった理由は、第三回の推薦委員会の席で説明するように求めている。注目したい。しかし新規の委員だけでなく、一期、二期からの委員選定の理由も公開すべきと私は考える。

結局、委員の公募や推薦委員会は、形式だけ今までどおりの手続きを取ったように見せかけるだけで、河川管理者が都合のよい流域委員を選ぶ隠れ蓑にされてしまった。私は、河川管理者のために嘆かずにはいられない。あなた方は、流域委員を自ら選ぶことだけはしてはいけなかった。あなた方が作る河川整備計画に誇りを持つなら、論理的に正しいと自信があるなら、誰に審議されても問題はないはずだ。流域委員を自ら選ぶということは、都合のいい委員を選ばなければ批判されるような計画であると認めたことになる。あなた方と一緒に河川整備計画策定を目指したものとして、今とても悲しい。あなた方が発表する河川整備計画原案がどんなに優れたものであっても、あなた方が選ぶ流域委員がどんなに優れた人たちであっても、もう遅い。あなた方が選んだというだけで、三期の流域委員会は御用委員会とのそしりを免れない。河川整備計画は「お手盛り」と言われるしかない。どうか、この結末を他の河川の流域委員会に広める恥さらしだけは止めてほしい。

流域委員を、河川管理者が自ら選ぶことだけは、もう終わりにしてほしい。それをする限り、住民の行政不信はぬぐえない。淀川水系流域委員会が今後どうなるか、河川整備計画が住民にどう受け止められるかが、その教訓になることだろう。

(付) 河川管理者が住民の不信を買ってきた経過

平成 17 年 6 月 淀川事務所長、河川部長を通して、淀川水系流域委員会に関わってきた M 氏が、河川局へ異動。

平成 17 年 7 月 水資源機構から異動した河川部長が、今までは流域委員会に先に発表してきた前例を破り、記者会見により「建設中のダムについての方針」を発表。2 ダムについて「当面実施しない」2 ダムについて「計画を見直した上、実施」とした。

平成 17 年 8 月 淀川水系流域委員会は「方針」に対し「調査検討が不十分」として、2 ダム建設の方針に対し、反対を表明。

平成 17 年 10 月 3 日 河川局において、淀川についての「河川整備基本方針検討小委員会」の第一回が開催される。続いて、10 月 12 日、11 月 30 日に開催された後、13 ヶ月開催されなかった。他の水系のほとんどが一ヶ月の期間をあげ、わずか 2 回の開催で終了していることに比べ、この異常な空白は、基本方針の策定を遅らせ、河川整備計画原案を二期の淀川水系流域委員会に審議させないためではなかったのか。小委員会は、二期の委員の任期が切れる 19 年 1 月に再開された。

平成 18 年 10 月 10 日 淀川水系流域委員会において、二期の流域委員会の委員候補推薦委員会が 9 月に設立されたのに、三期の委員を公募する動きがないことが問題になり、流域委員らから、「委員会の継続性を重視するため、委員の年齢、在任期間によらず、提言の根幹に関わる発言をしてきた委員を継続させるように」との要望があった。「委員選定の準備が遅れている」との指摘に対し、河川調査官は「まだ方針が決まっていなかった。遅れているとは思わない」と発言。

平成 18 年 10 月 24 日 新近畿地方整備局長が、就任の挨拶の記者会見で淀川水系流域委員会の休止を発表。新聞各紙に大きく報道され、流域委員に止まらず、住民からも「河川整備の逆行」との激しい反発を受けた。近畿地方整備局は「もう十分に意見を聞いた」との当分「休止」の方針を翻し、「お休みいただいて、その間にレビュー(振り返り)を行い、それにしたがって三期の委員会を速やかに再開する」と言い草を変えた。

平成 19 年 1 月 第二期流域委員会の任期が切れ、休止に入る。同時にレビュー委員会スタート。

平成 19 年 4 月 レビュー委員会終了。淀川水系流域委員会の方式は、概ね肯定される結論となる。

平成 19 年 6 月 第三期流域委員会のための委員候補推薦委員会が設立される。

三期流域委員会委員選定の問題点

1. 二期流域委員会の要望にもかかわらず、委員公募の条件に年齢制限をつけたこと
2. 推薦委員会に新規の委員のみ推薦させ、流域委員全員の選定を任せなかったこと。
3. 新規委員の定員の倍の人数を推薦させ、推薦委員会で推薦した候補の中で、結局は河川

管理者が最後の決定をするようにしたこと。

4. 結果、公開とは名ばかり。河川管理者が秘密裏に流域委員を選ぶことになった。

川づくりを変えるために、官僚主義を変えなくちゃ

尼崎市 細川 ゆう子

久馬元防衛省長官が、住民団体の質問状に対する回答を参議院選挙後に延ばして、またも批判を浴びている。住民団体は、有権者の判断材料にするために質問しているのだから、選挙前に回答するのが筋だ。淀川水系流域委員会でも、同様のことが起こっている。次期流域委員会が八月に再開されるのに向けて、すでに委員の選考を行っているのに、河川管理者はその公表をいたずらに遅らせている。参議院選挙への影響を恐れているからではないのか。これこそ、住民の不信を招くことにならないか。

河川法は、長良川河口堰を、全国的な住民による反対運動を押しきって建設を強行した反省に立って、改正された。建設から12年たった河口堰は、巨大な無用の長物として、その姿をさらしている。しかし、今も河川局に君臨する官僚OBは、当時の中部地整の局長の弔辞で、河口堰を偉大な功績と讃えたという。改正河川法は、反省しない中央官僚に委ねられている限り、その精神が生かされることはない。

中学で三権分立を習ったとき、すばらしいシステムだと思った。しかし、今の日本ではそのシステムが十分機能していない。主権である国民は、立法と司法には直接審判を下すことができるのに、行政に対しては、世論でしか影響を与えられない。直接審判を下す手段がないのだ。仮に、世論によって内閣総理大臣を交代させ、閣僚を入れ換えることができたとしても、官僚たちは入れ替わらず、自分達の流儀を変えない。トップが代わろうと、省庁の人事が大きく変わることはない。それゆえ、政治のひずみが改まらない。天下りも談合も、走り出した無駄な公共事業が強行されることも、なくなる。

中央河川官僚たちは「河川のことは我々プロに任せて、素人は黙っていよう」と思っているだろう。しかし住民からは、河川の問題も、「天下り」も、談合も、社会保険庁も、根っこは同じに見える。国民の批判を浴びるのは、政治家だけ。官僚主義は、改まらない。どれも重要な問題ではあるが、税金の無駄遣いが是正されても、国民にその恩恵の実感はない。けれども、川は！私たち住民の命に関わる。日々の生活の豊かさに関わる。川づくりが改まれば、国民の毎日の生活が、より安全に、豊かに変わるのだ。これほど堤防の破堤による水害が続いているのに、どうしてもっと真剣に堤防補強に取り組まないのか。特に、破堤の原因の80%までが越水なのに、なぜ「耐越水堤防」の実験は進まないのか。これまでのやり方を変えたくない官僚たちが、阻んでいるのだ。

河川管理者は、仕事熱心でまじめな人が多い。基本高水をクリアするために、一生懸命努力してくれている。宮本さんは、講演で「治水の目的は、水害で人命が失われないこと。資産の被害をできるだけ減らすこと。基本高水は、目標。しかし今の河川管理者は、目標に捉われ、目的を見失っている。それでは、かえって増災につながる」と述べられた。また基本高水は、堤防が計画高水位までは安全に流れることを前提にしているに過ぎない。堤防は、本当に計画高水位まで壊れないのか？調査してみれば、安全性を満たしていない堤防が、どんどん見つかっているではないか。超過洪水は、どうするのか。気候変動により、記録的な豪雨が相次ぐようになっているのに、今こそ川づくりの転換が急がれるのに、それを阻むのは、国民への裏切りではないのか。それなのに、真剣に住民に向き合おうとする人物が辞めなくてはならない、出世コースから外されるような組織は、絶対にまちがっている。近畿地方整備局は、早急に三回目の「委員候補推薦委員会」を開き、次期委員を発表してほしい。

河川管理者が自ら変わらないなら、国民が行政に対して主権を行使し、改めさせることができないではない。そういうシステムに変えるべきだ。しかし、今私たちにできるのは、せめて官僚に牛耳られない政治家を選ぶことしかない。今こそ、川の環境の悪化を憂う人は、川づくりを変えるために、参議院選挙では真剣に政治家を選んでほしい。今年を、真に川づくりの転換の年にしよう。

070731 要望書

近畿地方整備局 御中

淀川水系流域委員会委員選定の透明性・公平性を確保するための要望書

第三期流域委員会新規委員の公募にあたり、河川管理者は「淀川水系流域委員会レビュー委員会まとめ」を受け「次期淀川水系流域委員の新規委員を、基本的にこれまでと同様の方法等により、公募します」としているが、準備会議、第二期委員候補推薦委員会と比べ、資料にあるような変節が見られる。

大きな変節は、第二期からの継続委員の選定を河川管理者が非公開で行い、「委員候補推薦委員会」は新規委員候補のみを推薦することとしたことである。第52回流域委員会（平成18年10月10日開催）において「委員の年齢に関わらず、委員会提言の根幹に関わる発言をしてきた委員を選ぶように」との要望があることも無視している。このことは、年齢制限をつけたことで明らかだ。

第二期の委員候補推薦委員会では、委員会議論の継続性を重視し、第一期からの継続の委員を選んでから、欠けた専門分野に新規の委員を加えている。また、推薦委員会で推薦した候補全員に意思確認し、候補が承諾した場合は、定員（24名）を超えても委員とすることとし、第三回委員会で確認の上、委員確定の答申を出している。

第三期の委員候補推薦委員会の審議は新規候補のみである上、すべての専門分野に対し候補を選んでいる。そのため河川管理者が、すべての分野について継続の委員か、新規かを選ぶ権限を持つことになる。多い目に推薦する理由について河川管理者は「忙しい方でご参加いただけない方も前回の流域委員会ではございました。ということから、ご本人にいろいろとその辺も確認をさせていただいた上で、やはりお忙しいという場合にはご遠慮いただくということもありうるという点から、今この新規委員8名から12名を予定しておりますけれども、少し多い目のご推薦をいただければなというふうに考えておるところでございます。」（第一回委員候補推薦委員会議事録）と述べている。しかし第二期の際にも、確認はしたが実際には出席率の悪い委員はいたが、候補は誰も断ってはいない。第二期委員候補推薦委員会の第二回では、推薦者のなかに辞退者が出た場合は、第三回で選びなおすことにしているが、被推薦候補の中で辞退者はいなかったのだ。それゆえ、「少し多い目」が、新規委員の定員の2～3倍というのは、適正な数とは考えがたい。委員候補推薦委員会は、新規の委員についても河川管理者に選択権を与えたことになる。

第三期委員候補推薦委員会の第二回において、見上議長は被推薦候補の誰を選ぶのかが河川管理者に委ねられることを危惧し「任命の段階では河川管理者の任命権限の行使ということになってしまう」「被推薦者のリストが出てそこから先どういうふうにしたのかということは、権限行使であるということと情報を明らかにするということの間のジレンマは当然あるわけですが、できる限り。」「選任の経過の報告できる事柄については、事後的に明らかにしていただきたい」「被推薦者について、こういう考え方でこう処理をしたと、そのときの選ばれなかった人については、…事後的に可能な限り明らかにしていただければありがたい」と河川管理者に求めている。今までの前例からも、確認の作業を公開の場で行うべきことは当然であり、委員候補推薦委員会の推薦を受けながら、選ばなかった候補については、そ

の理由を推薦委員と住民に対し説明することは、河川管理者の最低限の責任である。

準備委員会、第二期の委員候補推薦委員会から委員候補の選定方法が変わったことに対しても、河川管理者の説明はまったく論理的でないが、「次期委員の選定に当たっては、これまでのようにその過程の透明性が確保されるように努める」という「レビュー委員会まとめ」に従うのであれば、河川管理者は速やかに第三回の委員候補推薦委員会を開催し、公開の席上において、推薦委員会の推薦を受けた候補の最終選定理由を公表すべきである。

第三期の流域委員選定は、新規委員の公募、委員候補推薦委員会の開催など、形式的には今までと同じに見せかけてはいるが、実際に選ぶのは河川管理者であり、しかもその選定の過程は非公開という透明性、公平性に欠けたものである。このような「淀川水系流域委員会」の委員選定方法は、今までの「淀川方式」を堅持しているとは到底認めることはできない。これを全国の「流域委員会」の模範とすることは許されない。模範とすべきは、準備委員会当時の方式である。選定の作業を一切河川管理者が関与せず、準備委員の手に委ねたからこそ、流域住民の心を開かせる「淀川水系流域委員会」となったことを忘れてはならない。

以上の理由で以下要望する

- ・私たち淀川水系流域住民は、透明性、公平性が保障される委員選定方法を求める。
- ・選定が遅れている理由の説明を求める。
- ・当面の対応としては、準備委員会の前例に従い、第三回委員候補推薦委員会を公開の場で、被推薦者の了解を得て、選定結果だけでなく選定経過、選定理由を公表することを求める。

細川ゆう子

増田京子

酒井 隆

070731 要望書添付資料

淀川水系流域委員会委員選定の透明性・公平性を確保するための要望書（資料）

淀川水系流域委員会委員選定の比較表

	準備会議	委員候補推薦委員会	委員候補推薦委員会
推薦の対象	第一期流域委員会委員全員	第二期流域委員会委員の全員。(一期からの継続と新規の委員)	第三期流域委員会の新規委員のみ(継続の委員は、河川管理者が選定)
事務局	流域委員会庶務(コンサルティング会社)	流域委員会とは別のコンサルティング会社	河川管理者
委員構成と数	河川工学、水文化、環境、法律(後に流域委員)の4名	準備委員(流域委員)の4名と事業評価の1名	河川工学、財界、環境、法律の4名(流域委員2名)
委員候補募集の方法	河川管理者の推薦 225 準備委員の推薦 116 公募(自薦・他薦) 83	河川管理者の推薦 39 委員候補推薦委員の推薦 47 公募(自薦・他薦) 62	河川管理者の推薦 49 委員候補推薦委員の推薦 18 公募(自薦・他薦) 20(総数 50)
委員数	55 名	28 名	(24 名)
委員構成	治水 4 利水・利用 6 環境 20 人文・経済・社会 23 (地域の特性に詳しい委員) 16	治水 6 利水・利用 4 環境 7 人文・経済・社会 11 (住民連携) 5	治水 (6) 利水・利用 (6) 環境 (6) 人文・経済・社会 (6) (住民連携)
委員の条件	年齢制限なし	68 歳未満	68 歳未満
推薦委員会開催回数	4 回(委員会の枠組み含む)	3 回	2 回
選定方法	225 名の候補の中から河川管理者を入れない予備審議の上、公開の会議で確定。	一期委員の中から継続すべき委員を選び、新規候補 137 名より 13 名を選定。承諾ならば全員委員とする。	81 名の中から、新規定員 8 ～12 名の倍以上、29 名を推薦。
選定の透明性	選定結果と選定経過、選定理由を会議で公表(選定理由は、口頭のみ。候補の了解を得て、第 4 回では氏名も公表)	選定結果のみ推薦委員会で公表	推薦委員会が新規定員の 2 倍～3 倍の人数を推薦。河川管理者が非公開で選定。
確認作業	第 4 回で確認の上、答申	第 3 回で確認の上、答申	確認作業、現時点で非公開

淀川水系流域委員会再開に願うこと

尼崎市 細川 ゆう子

7ヶ月の休止を経て、ようやく流域委員会が再開された。第三期の流域委員に継続した人は、一期からは6名、二期からは6名、残り新規12名のうち11名は、たぶんこれまでの淀川水系流域委員会のことをまったくご存じない。

私は、この休止の期間中、レビュー委員会や委員候補推薦委員会の席上、自主的に意見を配布してきた。レビュー委員会や委員候補推薦委員会には、流域委員会のように一般からの意見の窓口がなく、それを委員会の資料として委員や傍聴者の目に触れてもらうことができなかったからである。今回、それらの意見を流域委員会への意見として提出させていただく。これで、自前でプリントし、自前で配らなくてすむ。うれしいことである。そのようなわけで、流域委員会への意見としてはそぐわない文章の羅列になることをお許しいただきたい。

現地視察についての報道を見ると、24名中8名しか参加していなかったそうである。大変残念なことである。淀川水系流域委員会は、改正河川法に基づく「新たな川づくり」を目指して発足した。賛成、反対どちらの人にも、ダムに反対する姿勢を貫いたことしか注目されていないが、それは本来の姿ではない。改正河川法は、従来の「治水・利水」一辺倒の河川整備、流域住民の意見を見無視する計画づくりへの反省として、目的に「環境」を含め、住民の意見を反映した計画づくりを求めている。これまでの流域委員は、単に住民の意見を聞くのではなく、実際に現地に行って、自分の五感で川を見、地域の事情を知り、自分の考えで意見を述べるために、現地視察を重視してきた。問題が明らかになるたびに、何度もくりかえし視察に出かけた。地域の住民の意見と言っても、対立する意見がある場合どちらを取るかは、最終的には河川管理者が判断することだが、流域委員にとっても、最も心痛む、難しい悩みであった。けれど、そんな時こそ「論理的であれ」と指導され、できうる限り現地へ出かけ、問題を共有し自分の頭で考えるように努めてきたのだ。

高時川のうっそうとした河道内樹木を見た。琵琶湖の湖岸に進む開発を見た。失われる琵琶湖固有種の生息場所を見た。源氏物語「橋姫」ゆかりの塔の島の河道整備に首をかしげた。ナカセコカワニナと他のカワニナの見分け方を教わった。木津川の、モグラの穴からでも壊れるという堤防を見た。上野遊水地のそばで、地上げもせず開発する業者の所業に腹を立てた。淀川の河川敷で、滅多に見られなくなったタコノアシを見せてもらった。大戸川ダムサイトの花崗岩の山に登った。大戸川をさか上るのに、みんなそれぞれの興味に走るの、1キロ進むのに1時間かかった。余野川ダムサイトの里山の荒廃に心を痛めた。狭窄部上流の多田地区の浸水常習地域の人口密集ぶりに頭を抱えた。猪名川の高水敷の、スポーツに利用されつくされた現状にあきれた。

河川管理者は、第三期の流域委員に対し、しきりに専門性にに基づき発言することを求めている。（「専門のこと以外は口を出すな」とも取れる）もちろん専門家として、客観的に発言することは重要だ。しかし、流域委員会が諮問するのは、基本方針ではなく、河川整備計画だ。流域住民が受け入れやすい計画であるためには、流域委員自身が、住民の一人として淀川水系の川に愛情を持ち、地域性を理解して意見を述べることも大切ではないか。第三期委員が、それぞれ専門家として優れた見識をお持ちなのは、承知している。それと同時に、淀川水系の川に愛情を持って発言してほしい。それこそが、流域住民の心にかなう河川整備計画の策定につながるはずだ。

河川局で、川を見ずして量産される基本方針とは違う。血の通った整備計画にしてほしい。川を見ずして川を語ることをのいようにお願いしたい。